

新旧対照表

○母子保健法施行細則

改正後	改正前
<p>母子保健法施行細則 昭和四十一年八月十六日 規則第四十六号</p>	<p>母子保健法施行細則 昭和四十一年八月十六日 規則第四十六号</p>
<p>改正 昭和四九年 二月 八日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 五号 一八号 昭和五四年 一月 二日規則第 昭和六二年 六月二六日規則第 六八号 四九号 昭和六三年 三月二日規則第 令和 四年 二月二八日規則第 二二号 九号</p>	<p>改正 昭和四九年 二月 八日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 五号 一八号 昭和五四年 一月 二日規則第 昭和六二年 六月二六日規則第 六八号 四九号 昭和六三年 三月二日規則第 令和 四年 二月二八日規則第 二二号 九号</p>
<p>母子保健法施行細則 (趣旨)</p>	<p>母子保健法施行細則 (趣旨)</p>
<p>第一条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。)の施行に関しては、母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)及び母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号。以下「施行規則」という。)に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 (養育医療機関の指定の申請)</p>	<p>第一条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。)の施行に関しては、母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)及び母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号。以下「省令」という。)に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 (養育医療機関の指定の申請)</p>
<p>第二条 施行規則第十条第一項に規定する申請書は、養育医療機関指定申請書(病院・診療所用)(別記第一号様式)とする。 2 施行規則第十条第二項に規定する申請書は、養育医療機関指定申請書(薬局用)(別記第二号様式)とする。 全部改正〔昭和六二年規則四九号〕 (指定の告示)</p>	<p>第二条 省令第十条第一項に規定する申請書は、養育医療機関指定申請書(病院・診療所用)(別記第一号様式)とする。 2 省令第十条第二項に規定する申請書は、養育医療機関指定申請書(薬局用)(別記第二号様式)とする。 全部改正〔昭和六二年規則四九号〕 (指定の告示)</p>
<p>第三条 知事は、法第二十条第五項の規定により養育医療機関を指定したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。 2 前項の規定により告示する事項は、病院又は診療所に係るものにあつては次の各号、薬局に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる事項とする。 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地 二 開設者の住所及び氏名又は名称 三 標ぼうしている診療科名 一部改正〔昭和六二年規則四九号〕 (指定養育医療機関の開設者の届出)</p>	<p>第三条 知事は、法第二十条第五項の規定により養育医療機関を指定したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。 2 前項の規定により告示する事項は、病院又は診療所に係るものにあつては次の各号、薬局に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる事項とする。 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地 二 開設者の住所及び氏名又は名称 三 標ぼうしている診療科名 一部改正〔昭和六二年規則四九号〕 (指定養育医療機関の開設者の届出)</p>

第四条 **施行規則**第十二条の規定による届出をしようとする指定養育医療機関の開設者は、同条各号に定める場合につき、それぞれ、指定養育医療機関届出事項変更届出書（別記第三号様式）、指定養育医療機関業務休止（再開）届出書（別記第四号様式）又は母子保健法施行規則第十二条第三号による被処分届出書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出があつた場合において、その届出事項が前条の規定により告示した事項の変更に係るものであるときは、知事は、速やかに、その旨を告示するものとする。

一部改正（昭和六十二年規則四九号）

（指定辞退の申出）

第五条 **施行規則**第十三条の規定により養育医療機関の指定の辞退を申し出ようとする指定養育医療機関の開設者は、その辞退の日の三十日前までに養育医療機関指定辞退申出書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申出があつたときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

一部改正（昭和六十二年規則四九号）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に交付又は提出された附則第四項の規定による改正前の児童福祉法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第二十七号）第三条に規定する保健指導票又は保健指導票交付申請書は、省令又はこの規則に基づき交付又は提出された第二条に規定する保健指導票又は保健指導票交付申出書とみなす。

3 この規則の施行前に附則第四項の規定による改正前の児童福祉法施行細則第八条の規定により作成された母子手帳交付台帳は、第四条の規定により作成された母子健康手帳交付台帳とみなす。

4 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までを次のように改める。

第二条から第五条まで 削除

第八条の二を第六条とし、第八条の三を第七条とし、第八条の四を第八条とする。

附 則（昭和四十九年二月八日規則第五号）

第四条 **省令**第十二条の規定による届出をしようとする指定養育医療機関の開設者は、同条各号に定める場合につき、それぞれ、指定養育医療機関届出事項変更届出書（別記第三号様式）、指定養育医療機関業務休止（再開）届出書（別記第四号様式）又は母子保健法施行規則第十二条第三号による被処分届出書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出があつた場合において、その届出事項が前条の規定により告示した事項の変更に係るものであるときは、知事は、速やかに、その旨を告示するものとする。

一部改正（昭和六十二年規則四九号）

（指定辞退の申出）

第五条 **省令**第十三条の規定により養育医療機関の指定の辞退を申し出ようとする指定養育医療機関の開設者は、その辞退の日の三十日前までに養育医療機関指定辞退申出書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申出があつたときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

一部改正（昭和六十二年規則四九号）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に交付又は提出された附則第四項の規定による改正前の児童福祉法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第二十七号）第三条に規定する保健指導票又は保健指導票交付申請書は、省令又はこの規則に基づき交付又は提出された第二条に規定する保健指導票又は保健指導票交付申出書とみなす。

3 この規則の施行前に附則第四項の規定による改正前の児童福祉法施行細則第八条の規定により作成された母子手帳交付台帳は、第四条の規定により作成された母子健康手帳交付台帳とみなす。

4 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までを次のように改める。

第二条から第五条まで 削除

第八条の二を第六条とし、第八条の三を第七条とし、第八条の四を第八条とする。

附 則（昭和四十九年二月八日規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和五十四年十一月二日規則第六十八号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和六十二年六月二十六日規則第四十九号)
 この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。
 附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)
 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
 附 則 (令和四年二月二十八日規則第九号)
 この規則は、令和四年三月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第二号様式

(第二条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第三号様式

(第四条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第四号様式

(第四条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第五号様式

(第四条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第六号様式

(第五条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和五十四年十一月二日規則第六十八号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和六十二年六月二十六日規則第四十九号)
 この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。
 附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)
 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
 附 則 (令和四年二月二十八日規則第九号)
 この規則は、令和四年三月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第一条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第二号様式

(第一条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第三号様式

(第四条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第四号様式

(第四条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第五号様式

(第四条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

第六号様式

(第五条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・54年68号・62年49号・令和4年9号〕

新旧対照表

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十八年三月三十一日 規則第五十三号</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十八年三月三十一日 規則第五十三号</p>
<p>改正 平成一八年 八月 四日規則第 平成一八年 九月 二九日規則第 一〇七号 一一二号</p> <p>平成二〇年 一月 二八日規則第 平成二四年 三月 三〇日規則第 八四号 四一号</p> <p>平成二五年 三月 二九日規則第 五二号</p>	<p>改正 平成一八年 八月 四日規則第 平成一八年 九月 二九日規則第 一〇七号 一一二号</p> <p>平成二〇年 一月 二八日規則第 平成二四年 三月 三〇日規則第 八四号 四一号</p> <p>平成二五年 三月 二九日規則第 五二号</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則</p> <p>題名改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号・二五年五二号〕</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則</p> <p>題名改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号・二五年五二号〕</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号・二五年五二号〕</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号・二五年五二号〕</p>
<p>(用語の意義)</p>	<p>(用語の意義)</p>
<p>第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び施行規則の例による。</p> <p>(指定の申請)</p>	<p>第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。</p> <p>(指定の申請)</p>
<p>第三条 法第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第五十一条の十九第一項</p>	<p>第三条 法第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第五十一条の十九第一項</p>

の規定による指定の申請は、指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定申請書（別記第一号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号〕

（変更の届出等）

第四条 法第四十六条第一項及び第三項並びに第五十一条の二十五第一項の規定による変更の届出は、変更届出書（別記第二号様式）により行うものとする。

2 法第四十六条第一項及び第五十一条の二十五第一項の規定による事業の再開の届出は、再開届出書（別記第三号様式）により行うものとする。

3 法第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書（別記第四号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号〕

（指定の辞退の届出）

第五条 法第四十七条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記第五号様式）により行うものとする。

追加〔平成一八年規則一一二号〕、一部改正〔平成二四年規則四一号〕

（市町村等への情報提供）

第六条 知事は、市町村その他の機関に対して、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地

三 指定、指定の変更等の届出の受理又は指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を行った年月日

四 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設にあつては、障害福祉サービスの種類

五 運営規程

六 指定に係る事業所又は施設の事業所番号

七 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託

の規定による指定の申請は、指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定申請書（別記第一号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号〕

（変更の届出等）

第四条 法第四十六条第一項及び第三項並びに第五十一条の二十五第一項の規定による変更の届出は、変更届出書（別記第二号様式）により行うものとする。

2 法第四十六条第一項及び第五十一条の二十五第一項の規定による事業の再開の届出は、再開届出書（別記第三号様式）により行うものとする。

3 法第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書（別記第四号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号〕

（指定の辞退の届出）

第五条 法第四十七条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記第五号様式）により行うものとする。

追加〔平成一八年規則一一二号〕、一部改正〔平成二四年規則四一号〕

（市町村等への情報提供）

第六条 知事は、市町村その他の機関に対して、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地

三 指定、指定の変更等の届出の受理又は指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を行った年月日

四 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設にあつては、障害福祉サービスの種類

五 運営規程

六 指定に係る事業所又は施設の事業所番号

七 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託

することができる。

一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号〕

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則の廃止)

2 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則(平成十五年千葉県規則第六十号)は、廃止する。

(身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正)

3 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十五年千葉県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則

第一条中「指定居宅支援事業者(以下「指定事業者」という。)及び」を削る。

第二条中「第十七条の十七第一項及び」を削り、「指定居宅支援事業所・指定施設支援施設指定申請書」を「指定施設支援施設指定申請書」に改める。

第三条第一項中「第十七条の二十及び」を削り、同条第二項を削り、同条第一項を同条とする。

第五条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「指定事業者又は」を削り、同項第二号中「事業所又は」を削り、同項第七号中「指定事業者に係る事業所の指定番号又は」を削る。

第六条中「指定事業者及び」を削る。

別記第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

(次のよう略)

(知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施

することができる。

一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号〕

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成一八年規則一一二号・二四年四一号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則の廃止)

2 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則(平成十五年千葉県規則第六十号)は、廃止する。

(身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正)

3 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十五年千葉県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則

第一条中「指定居宅支援事業者(以下「指定事業者」という。)及び」を削る。

第二条中「第十七条の十七第一項及び」を削り、「指定居宅支援事業所・指定施設支援施設指定申請書」を「指定施設支援施設指定申請書」に改める。

第三条第一項中「第十七条の二十及び」を削り、同条第二項を削り、同条第一項を同条とする。

第五条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「指定事業者又は」を削り、同項第二号中「事業所又は」を削り、同項第七号中「指定事業者に係る事業所の指定番号又は」を削る。

第六条中「指定事業者及び」を削る。

別記第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

(次のよう略)

(知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施

設等の指定等に関する規則の一部改正)

4 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十五年千葉県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則

第一条中「指定居宅支援事業者(以下「指定事業者」という。)及び」を削る。

第二条中「第十五条の十七第一項及び」を削り、「指定居宅支援事業所・指定施設支援施設指定申請書」を「指定施設支援施設指定申請書」に改める。

第三条第一項中「第十五条の二十及び」を削り、同条第二項を削り、同条第一項を同条とする。

第五条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「指定事業者又は」を削り、同項第二号中「事業所又は」を削り、同項第七号中「指定事業者に係る事業所の指定番号又は」を削る。

第六条中「指定事業者及び」を削る。

別記第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

(次のよう略)

附 則(平成十八年八月四日規則第七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十八年九月二十九日規則第一百十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十五年千葉県規則第六十一号)

設等の指定等に関する規則の一部改正)

4 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十五年千葉県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則

第一条中「指定居宅支援事業者(以下「指定事業者」という。)及び」を削る。

第二条中「第十五条の十七第一項及び」を削り、「指定居宅支援事業所・指定施設支援施設指定申請書」を「指定施設支援施設指定申請書」に改める。

第三条第一項中「第十五条の二十及び」を削り、同条第二項を削り、同条第一項を同条とする。

第五条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「指定事業者又は」を削り、同項第二号中「事業所又は」を削り、同項第七号中「指定事業者に係る事業所の指定番号又は」を削る。

第六条中「指定事業者及び」を削る。

別記第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

(次のよう略)

附 則(平成十八年八月四日規則第七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十八年九月二十九日規則第一百十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十五年千葉県規則第六十一号)

一 知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成十五年千葉県規則第六十二号）

附 則（平成二十年十一月二十八日規則第八十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第四十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第五十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

（第三条）

全部改正〔平成24年規則41号〕、一部改正〔平成25年規則52号〕

第二号様式

（第四条第一項）

全部改正〔平成24年規則41号〕

第三号様式

（第四条第二項）

一 知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成十五年千葉県規則第六十二号）

附 則（平成二十年十一月二十八日規則第八十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第四十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第五十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

（第三条）

全部改正〔平成24年規則41号〕、一部改正〔平成25年規則52号〕

第二号様式

（第四条第一項）

全部改正〔平成24年規則41号〕

第三号様式

（第四条第二項）

全部改正〔平成24年規則41号〕

第四号様式

(第四条第三項)

追加〔平成24年規則41号〕

第五号様式

(第五条)

追加〔平成18年規則112号〕、一部改正〔平成24年規則41号〕

全部改正〔平成24年規則41号〕

第四号様式

(第四条第三項)

追加〔平成24年規則41号〕

第五号様式

(第五条)

追加〔平成18年規則112号〕、一部改正〔平成24年規則41号〕

新旧対照表

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則</p> <p>平成十八年三月三十一日 規則第五十四号</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則</p> <p>平成十八年三月三十一日 規則第五十四号</p>
<p>改正 平成二四年 七月二三日規則第平成二五年 三月二九日規則第 六四号 五三号</p>	<p>改正 平成二四年 七月二三日規則第平成二五年 三月二九日規則第 六四号 五三号</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則</p> <p>題名改正〔平成二五年規則五三号〕</p> <p>(趣旨)</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則</p> <p>題名改正〔平成二五年規則五三号〕</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定自立支援医療機関の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二五年規則五三号〕</p> <p>(用語の意義)</p>	<p>第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定自立支援医療機関の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二五年規則五三号〕</p> <p>(用語の意義)</p>
<p>第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び施行規則の例による。</p> <p>(指定の申請)</p>	<p>第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。</p> <p>(指定の申請)</p>
<p>第三条 施行規則第五十七条第一項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関指定申請書（病院・診療所用）（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>2 施行規則第五十七条第二項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関指定申請書（薬局用）（別記第二号様式）によるものとする。</p> <p>3 施行規則第五十七条第三項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者等用）（別記第三号様式）によるものとする。</p> <p>(指定の更新の申請)</p>	<p>第三条 省令第五十七条第一項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関指定申請書（病院・診療所用）（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>2 省令第五十七条第二項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関指定申請書（薬局用）（別記第二号様式）によるものとする。</p> <p>3 省令第五十七条第三項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者等用）（別記第三号様式）によるものとする。</p> <p>(指定の更新の申請)</p>
<p>第四条 法第六十条第一項の規定による指定の更新の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。</p>	<p>第四条 法第六十条第一項の規定による指定の更新の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。</p>

- 一 病院又は診療所に係る申請 指定自立支援医療機関指定更新申請書（病院・診療所用）（別記第四号様式）
 - 二 薬局に係る申請 指定自立支援医療機関指定更新申請書（薬局用）（別記第五号様式）
 - 三 指定訪問看護事業者等に係る申請 指定自立支援医療機関指定更新申請書（指定訪問看護事業者等用）（別記第六号様式）
- 追加〔平成二四年規則六四号〕
（変更の届出）

第五条 **施行規則**第六十二条の規定による変更の届出は、指定自立支援医療機関変更届（別記第七号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成二四年規則六四号〕

（辞退の申出）

第六条 **施行規則**第六十四条の規定による辞退の申出は、指定自立支援医療機関指定辞退届（別記第八号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成二四年規則六四号〕

（市町村等への情報提供）

第七条 知事は、市町村その他の機関に対して、指定自立支援医療機関に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- 一 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定に係る事業者の名称及び所在地
- 三 指定、指定の変更等の届出の受理又は指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を行った年月日
- 四 保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者等である旨
- 五 自立支援医療の種類
- 六 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

一部改正〔平成二四年規則六四号〕

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、指定自立支援医療機関の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成二四年規則六四号〕

附 則

（施行期日）

- 一 病院又は診療所に係る申請 指定自立支援医療機関指定更新申請書（病院・診療所用）（別記第四号様式）
 - 二 薬局に係る申請 指定自立支援医療機関指定更新申請書（薬局用）（別記第五号様式）
 - 三 指定訪問看護事業者等に係る申請 指定自立支援医療機関指定更新申請書（指定訪問看護事業者等用）（別記第六号様式）
- 追加〔平成二四年規則六四号〕
（変更の届出）

第五条 **省令**第六十二条の規定による変更の届出は、指定自立支援医療機関変更届（別記第七号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成二四年規則六四号〕

（辞退の申出）

第六条 **省令**第六十四条の規定による辞退の申出は、指定自立支援医療機関指定辞退届（別記第八号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成二四年規則六四号〕

（市町村等への情報提供）

第七条 知事は、市町村その他の機関に対して、指定自立支援医療機関に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- 一 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定に係る事業者の名称及び所在地
- 三 指定、指定の変更等の届出の受理又は指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を行った年月日
- 四 保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者等である旨
- 五 自立支援医療の種類
- 六 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

一部改正〔平成二四年規則六四号〕

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、指定自立支援医療機関の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成二四年規則六四号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)
- 2 身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年千葉県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。
第十一条から第十六条まで及び別記第十号様式から第十七号様式までを削る。

附 則 (平成二十四年七月十三日規則第六十四号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十三号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記
第一号様式
(第三条第一項)

- 別紙 1
- 別紙 2
- 別紙 3

別 記
第一号様式 (第三条第一項)

- 別紙 1
- 別紙 2

一部改正 (平成24年規則64号・25年53号)

第二号様式
(第三条第二項)

- 別紙 1

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)
- 2 身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年千葉県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。
第十一条から第十六条まで及び別記第十号様式から第十七号様式までを削る。

附 則 (平成二十四年七月十三日規則第六十四号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十三号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記
第一号様式
(第三条第一項)

- 別紙 1
- 別紙 2
- 別紙 3

別 記
第一号様式 (第三条第一項)

- 別紙 1
- 別紙 2

一部改正 (平成24年規則64号・25年53号)

第二号様式
(第三条第二項)

- 別紙 1

別紙 2
別紙 3
別紙 4
第二号様式 (第三条第二項)

別紙 1
別紙 2
別紙 3
一部改正 (平成24年規則65号・25年53号)

第三号様式
(第三条第三項)

別紙 1
別紙 2
第三号様式 (第三条第三項)
別紙 1
別紙 2

一部改正 (平成24年規則64号・25年53号)

第四号様式
(第四条第一号)

別紙 1
別紙 2
第四号様式 (第四条第一号)
別紙

追加 (平成24年規則64号)、一部改正 (平成25年規則53号)

第五号様式
(第四条第二号)

別紙 1
別紙 2
別紙 3
第五号様式 (第四条第二号)
別紙 1
別紙 2

追加 (平成24年規則64号)、一部改正 (平成25年規則53号)

第六号様式
(第四条第三号)

別紙 2
別紙 3
別紙 4
第二号様式 (第三条第二項)

別紙 1
別紙 2
別紙 3
一部改正 (平成24年規則65号・25年53号)

第三号様式
(第三条第三項)

別紙 1
別紙 2
第三号様式 (第三条第三項)
別紙 1
別紙 2

一部改正 (平成24年規則64号・25年53号)

第四号様式
(第四条第一号)

別紙 1
別紙 2
第四号様式 (第四条第一号)
別紙

追加 (平成24年規則64号)、一部改正 (平成25年規則53号)

第五号様式
(第四条第二号)

別紙 1
別紙 2
別紙 3
第五号様式 (第四条第二号)
別紙 1
別紙 2

追加 (平成24年規則64号)、一部改正 (平成25年規則53号)

第六号様式
(第四条第三号)

別紙 1
別紙 2
第六号様式 (第四条第三号)
別紙 1
別紙 2

追加〔平成24年規則64号〕、一部改正〔平成25年規則53号〕

第七号様式
(第四条)

第七号様式 (第四条)

一部改正〔平成24年規則64号・25年53号〕

第八号様式
(第五条)

第八号様式 (第五条)

一部改正〔平成24年規則64号・25年53号〕

別紙 1
別紙 2
第六号様式 (第四条第三号)
別紙 1
別紙 2

追加〔平成24年規則64号〕、一部改正〔平成25年規則53号〕

第七号様式
(第四条)

第七号様式 (第四条)

一部改正〔平成24年規則64号・25年53号〕

第八号様式
(第五条)

第八号様式 (第五条)

一部改正〔平成24年規則64号・25年53号〕

新旧対照表

○児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

改正後	改正前
<p>児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則 平成十八年十一月二十一日 規則第二百二十号</p>	<p>児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則 平成十八年十一月二十一日 規則第二百二十号</p>
<p>改正 平成二〇年 三月 七日規則第 平成二〇年 一〇月 三日規則第 五号 七六号 平成二〇年 一月 二八日規則第 平成二一年 八月 二八日規則第 八四号 八三号 平成二三年 八月 六日規則第 平成二四年 六月 一九日規則第 四三号 五五号 平成二五年 三月 二九日規則第 平成二六年 九月 三〇日規則第 五四号 五三号 平成二九年 六月 二〇日規則第 平成三〇年 三月 三〇日規則第 三二号 三一号</p>	<p>改正 平成二〇年 三月 七日規則第 平成二〇年 一〇月 三日規則第 五号 七六号 平成二〇年 一月 二八日規則第 平成二一年 八月 二八日規則第 八四号 八三号 平成二三年 八月 六日規則第 平成二四年 六月 一九日規則第 四三号 五五号 平成二五年 三月 二九日規則第 平成二六年 九月 三〇日規則第 五四号 五三号 平成二九年 六月 二〇日規則第 平成三〇年 三月 三〇日規則第 三二号 三一号</p>
<p>児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則 題名改正〔平成二〇年規則五号・二四年五五号〕</p>	<p>児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則 題名改正〔平成二〇年規則五号・二四年五五号〕</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>一部改正〔平成二〇年規則五号・二四年五五号〕</p>	<p>一部改正〔平成二〇年規則五号・二四年五五号〕</p>
<p>(用語の意義)</p>	<p>(用語の意義)</p>
<p>第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び施行規則の例による。 (障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給の申請)</p>	<p>第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。 (障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給の申請)</p>
<p>第三条 施行規則第二十五条の七第一項及び第二十五条の十九第一項に規定する申請書は、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減免事由該当申告書（別記第一号様式）とする。</p>	<p>第三条 省令第二十五条の七第一項及び第二十五条の十九第一項に規定する申請書は、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減免事由該当申告書（別記第一号様式）とする。</p>

2 前項の申請書には、世帯の状況及び収入等申告書（別記第二号様式）を添付するものとする。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二二年規則八三号・二四年五五号〕

（入所給付決定保護者の氏名等の変更の届出）

第四条 **施行規則**第二十五条の七第七項に規定する届出書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 **施行規則**第二十五条の七第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があった場合 障害児入所給付費支給申請内容変更届出書（別記第三号様式）
- 二 負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があった場合 障害児入所給付費利用者負担額減免申告内容変更届出書（別記第四号様式）

2 前条第二項の規定は、前項第二号の届出書について準用する。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則五五号〕

（入所受給者証の再交付の申請）

第五条 **施行規則**第二十五条の七第十項に規定する申請書は、入所受給者証再交付申請書（別記第五号様式）とする。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則五五号〕

（災害等による障害児入所給付費の特例の認定）

第六条 法第二十四条の五の規定による認定を受けようとする入所給付決定保護者は、災害等による障害児入所給付費の支給の特例に関する申請書（別記第六号様式）を児童相談所長に提出するものとする。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則五五号〕

（高額障害児入所給付費の支給の申請）

第七条 **施行規則**第二十五条の十七第一項に規定する申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書（別記第七号様式）とする。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則五五号〕

（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請）

第八条 法第二十一条の五の十五第一項及び第二十四条の九第一項の規定による指定の申請並びに法第二十一条の五の十六第一項及び第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請は、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設指定（更新）申請書（別記第八号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成二〇年規則五号・二四年五五号〕

（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の申請の変更等の届出）

2 前項の申請書には、世帯の状況及び収入等申告書（別記第二号様式）を添付するものとする。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二二年規則八三号・二四年五五号〕

（入所給付決定保護者の氏名等の変更の届出）

第四条 **省令**第二十五条の七第七項に規定する届出書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 **省令**第二十五条の七第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があった場合 障害児入所給付費支給申請内容変更届出書（別記第三号様式）
- 二 負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があった場合 障害児入所給付費利用者負担額減免申告内容変更届出書（別記第四号様式）

2 前条第二項の規定は、前項第二号の届出書について準用する。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則五五号〕

（入所受給者証の再交付の申請）

第五条 **省令**第二十五条の七第十項に規定する申請書は、入所受給者証再交付申請書（別記第五号様式）とする。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則五五号〕

（災害等による障害児入所給付費の特例の認定）

第六条 法第二十四条の五の規定による認定を受けようとする入所給付決定保護者は、災害等による障害児入所給付費の支給の特例に関する申請書（別記第六号様式）を児童相談所長に提出するものとする。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則五五号〕

（高額障害児入所給付費の支給の申請）

第七条 **省令**第二十五条の十七第一項に規定する申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書（別記第七号様式）とする。

追加〔平成二〇年規則五号〕、一部改正〔平成二四年規則五五号〕

（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請）

第八条 法第二十一条の五の十五第一項及び第二十四条の九第一項の規定による指定の申請並びに法第二十一条の五の十六第一項及び第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請は、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設指定（更新）申請書（別記第八号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成二〇年規則五号・二四年五五号〕

（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の申請の変更等の届出）

第九条 法第二十一条の五の二十第三項及び第二十四条の十三第三項の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設申請事項変更届出書（別記第九号様式）により行うものとする。

2 法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開の届出は、指定障害児通所支援事業再開届出書（別記第九号様式の二）により行うものとする。

3 法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、指定障害児通所支援事業廃止・休止届出書（別記第九号様式の三）により行うものとする。

一部改正（平成二〇年規則五号・二四年五五号・三〇年三一号）
（指定障害児入所施設の指定の辞退の届出）

第十条 法第二十四条の十四の規定による指定の辞退は、指定障害児入所施設指定辞退届出書（別記第十号様式）により行うものとする。

一部改正（平成二〇年規則五号・二四年五五号）
（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報の提供）

第十一条 知事は、市町村その他の機関に対して、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- 一 指定知的障害児施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定に係る施設の名称及び所在地
- 三 指定、指定の変更等の届出の受理又は指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を行った年月日
- 四 施設種別
- 五 運営規程
- 六 指定に係る施設の事業所番号
- 七 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

一部改正（平成二〇年規則五号・二四年五五号）
（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正（平成二〇年規則五号・二四年五五号）

附 則

第九条 法第二十一条の五の二十第三項及び第二十四条の十三第三項の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設申請事項変更届出書（別記第九号様式）により行うものとする。

2 法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開の届出は、指定障害児通所支援事業再開届出書（別記第九号様式の二）により行うものとする。

3 法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、指定障害児通所支援事業廃止・休止届出書（別記第九号様式の三）により行うものとする。

一部改正（平成二〇年規則五号・二四年五五号・三〇年三一号）
（指定障害児入所施設の指定の辞退の届出）

第十条 法第二十四条の十四の規定による指定の辞退は、指定障害児入所施設指定辞退届出書（別記第十号様式）により行うものとする。

一部改正（平成二〇年規則五号・二四年五五号）
（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報の提供）

第十一条 知事は、市町村その他の機関に対して、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- 一 指定知的障害児施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定に係る施設の名称及び所在地
- 三 指定、指定の変更等の届出の受理又は指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を行った年月日
- 四 施設種別
- 五 運営規程
- 六 指定に係る施設の事業所番号
- 七 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

一部改正（平成二〇年規則五号・二四年五五号）
（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正（平成二〇年規則五号・二四年五五号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月七日規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づき指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年十月三日規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十一月二十八日規則第八十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十一年八月二十八日規則第八十三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づき障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十二年八月六日規則第四十三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づき障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年六月十九日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月七日規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づき指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年十月三日規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十一月二十八日規則第八十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十一年八月二十八日規則第八十三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づき障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十二年八月六日規則第四十三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づき障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年六月十九日規則第五十五号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年九月三十日規則第五十三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十九年六月二十日規則第三十二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成三十年三月三十日規則第三十一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別 記

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年九月三十日規則第五十三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十九年六月二十日規則第三十二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成三十年三月三十日規則第三十一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第三条第一項)

全部改正〔平成24年規則55号〕、一部改正〔平成26年規則53号・29年32号〕

第二号様式

(第三条第二項)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成20年規則76号・21年83号・22年43号・24年55号・30年31号〕

第三号様式

(第四条第一項第一号)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則55号・29年32号〕

第四号様式

(第四条第一項第二号)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成20年規則76号・21年83号・22年43号・24年55号・26年53号・29年32号〕

第五号様式

(第五条)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則55号・29年32号〕

第六号様式

(第六条)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則55号〕

第七号様式

(第七条)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則55号・25年54号・29年32号〕

第八号様式

(第八条)

全部改正〔平成24年規則55号〕

第九号様式

(第九条第一項)

全部改正〔平成24年規則55号〕

第九号様式の二

第一号様式

(第三条第一項)

全部改正〔平成24年規則55号〕、一部改正〔平成26年規則53号・29年32号〕

第二号様式

(第三条第二項)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成20年規則76号・21年83号・22年43号・24年55号・30年31号〕

第三号様式

(第四条第一項第一号)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則55号・29年32号〕

第四号様式

(第四条第一項第二号)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成20年規則76号・21年83号・22年43号・24年55号・26年53号・29年32号〕

第五号様式

(第五条)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則55号・29年32号〕

第六号様式

(第六条)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則55号〕

第七号様式

(第七条)

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成24年規則55号・25年54号・29年32号〕

第八号様式

(第八条)

全部改正〔平成24年規則55号〕

第九号様式

(第九条第一項)

全部改正〔平成24年規則55号〕

第九号様式の二

(第九条第二項)

追加〔平成24年規則55号〕

第九号様式の三

(第九条第三項)

追加〔平成24年規則55号〕

第十号様式

(第十条)

一部改正〔平成20年規則5号・24年55号〕

(第九条第二項)

追加〔平成24年規則55号〕

第九号様式の三

(第九条第三項)

追加〔平成24年規則55号〕

第十号様式

(第十条)

一部改正〔平成20年規則5号・24年55号〕

新旧対照表

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十九年三月三十日 規則第五十七号</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十九年三月三十日 規則第五十七号</p>
<p>改正 平成二三年 三月三十一日規則第 平成二三年 三月 一日規則第 二三号 八号</p> <p>平成二五年 三月二十九日規則第 平成二八年 九月三〇日規則第 五五号 七〇号</p> <p>令和 三年 三月一六日規則第 令和 五年 三月三十一日規則第 三号 二二号</p>	<p>改正 平成二三年 三月三十一日規則第 平成二三年 三月 一日規則第 二三号 八号</p> <p>平成二五年 三月二十九日規則第 平成二八年 九月三〇日規則第 五五号 七〇号</p> <p>令和 三年 三月一六日規則第 令和 五年 三月三十一日規則第 三号 二二号</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則</p> <p>題名改正〔平成二五年規則五五号〕</p> <p>(趣旨)</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則</p> <p>題名改正〔平成二五年規則五五号〕</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年千葉県規則第五十四号）に定めるもののほか、自立支援医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二五年規則五五号〕</p> <p>(支給認定等の申請)</p>	<p>第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年千葉県規則第五十四号）に定めるもののほか、自立支援医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二五年規則五五号〕</p> <p>(支給認定等の申請)</p>
<p>第二条 施行規則第三十五条第一項及び第四十五条第一項に規定する申請書は、自立支援医療費支給認定申請書（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>2 施行規則第三十五条第二項第一号に規定する医師の診断書は、診断書（精神通院医療用）（別記第二号様式）によるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二五年規則五五号〕</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p>	<p>第二条 省令第三十五条第一項及び第四十五条第一項に規定する申請書は、自立支援医療費支給認定申請書（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>2 省令第三十五条第二項第一号に規定する医師の診断書は、診断書（精神通院医療用）（別記第二号様式）によるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二五年規則五五号〕</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p>

第三条 **施行規則**第四十七条第一項に規定する届出書は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届（別記第三号様式）によるものとする。

一部改正（平成二五年規則五五号）

（医療受給者証の再交付の申請）

第四条 **施行規則**第四十八条第一項に規定する申請書は、自立支援医療受給者証再交付申請書（別記第四号様式）によるものとする。

一部改正（平成二五年規則五五号）

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、自立支援医療費の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日規則第二十三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十三年三月一日規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第五十五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別記第三号様式中「共同生活介護（ケアホーム）」を削る改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後におい

第三条 **省令**第四十七条第一項に規定する届出書は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届（別記第三号様式）によるものとする。

一部改正（平成二五年規則五五号）

（医療受給者証の再交付の申請）

第四条 **省令**第四十八条第一項に規定する申請書は、自立支援医療受給者証再交付申請書（別記第四号様式）によるものとする。

一部改正（平成二五年規則五五号）

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、自立支援医療費の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日規則第二十三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十三年三月一日規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第五十五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別記第三号様式中「共同生活介護（ケアホーム）」を削る改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後におい

ても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則（附則第一項ただし書に規定する規定に限る。以下同じ。）の施行前に、改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年九月三十日規則第七十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年三月十六日規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年三月三十一日規則第二十二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

（第二条第一項）

全部改正〔平成28年規則70号〕、一部改正〔令和3年規則3号・5年22号〕

第二号様式

（第二条第二項）

全部改正〔平成23年規則8号〕、一部改正〔平成25年規則55号・令和3年3号〕

第三号様式

ても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則（附則第一項ただし書に規定する規定に限る。以下同じ。）の施行前に、改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年九月三十日規則第七十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年三月十六日規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年三月三十一日規則第二十二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

（第二条第一項）

全部改正〔平成28年規則70号〕、一部改正〔令和3年規則3号・5年22号〕

第二号様式

（第二条第二項）

全部改正〔平成23年規則8号〕、一部改正〔平成25年規則55号・令和3年3号〕

第三号様式

<p>(第三条) 全部改正〔平成28年規則70号〕、一部改正〔令和3年規則3号・5年22号〕</p> <p>第四号様式 (第四条) 一部改正〔平成25年規則55号・28年70号・令和3年3号・5年22号〕</p>	<p>(第三条) 全部改正〔平成28年規則70号〕、一部改正〔令和3年規則3号・5年22号〕</p> <p>第四号様式 (第四条) 一部改正〔平成25年規則55号・28年70号・令和3年3号・5年22号〕</p>
--	--

新旧対照表

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第四項の費用に関する指針等を定める規則

改正後	改正前
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第四項の費用に関する指針等を定める規則</p> <p>平成二十五年三月二十二日 規則第二十三号</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第四項の費用に関する指針等を定める規則</p> <p>平成二十五年三月二十二日 規則第二十三号</p>
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第四項の費用に関する指針等を定める規則</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第四項の費用に関する指針等を定める規則</p>
<p>1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十六号。次項において「条例」という。）第二十四条第四項の費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。次項において「<u>基準府令</u>」という。）第二十三条第四項の規定により<u>子ども家庭庁長官</u>が定めるところによる。</p>	<p>1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十六号。次項において「条例」という。）第二十四条第四項の費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。次項において「<u>基準省令</u>」という。）第二十三条第四項の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによる。</p>
<p>2 条例第六十七条第四項の費用については、<u>基準府令</u>第六十条第四項の規定により<u>子ども家庭庁長官</u>が定めるところによる。</p>	<p>2 条例第六十七条第四項の費用については、<u>基準省令</u>第六十条第四項の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによる。</p>
<p>附 則 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>

新旧対照表

○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十八条第四項の費用に関する指針を定める規則

改正後	改正前
<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十八条第四項の費用に関する指針を定める規則</p> <p>平成二十五年三月二十二日 規則第二十四号</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十八条第四項の費用に関する指針を定める規則</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十七号）第十八条第四項の費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第十七条第四項の規定により、子ども家庭庁長官が定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十八条第四項の費用に関する指針を定める規則</p> <p>平成二十五年三月二十二日 規則第二十四号</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十八条第四項の費用に関する指針を定める規則</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十七号）第十八条第四項の費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第十七条第四項の規定により、厚生労働大臣が定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>

新旧対照表

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>平成二十五年三月二十二日 規則第二十五号</p> <p>改正 平成二六年 三月二五日規則第平成三〇年 三月二三日規則第一三三号</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>平成二十五年三月二十二日 規則第二十五号</p> <p>改正 平成二六年 三月二五日規則第平成三〇年 三月二三日規則第一三三号</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十八号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定居宅介護の提供に当たる者の資格等)</p> <p>第二条 条例第六条第一項（条例第八条において準用する場合を含む。）の規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「<u>基準命令</u>」という。）</p> <p>第五条第一項の規定により<u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業の場合にあつては、基準命令第七条において読み替えて準用する基準命令第五条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるもの）とする。</u></p> <p>(基準該当居宅介護の提供に当たる者の資格等)</p> <p>第三条 条例第四十五条第一項（条例第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定めるものは、<u>基準命令第四十四条第一項の規定により子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業の場合にあつては、基準命令第四十八条第二項において読み替えて準用する基準命令第四十四条第一項の規定により厚生労働大</u></p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十八号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定居宅介護の提供に当たる者の資格)</p> <p>第二条 条例第六条第一項（条例第八条において準用する場合を含む。）の規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「<u>基準省令</u>」という。）</p> <p>第五条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。</p> <p>(基準該当居宅介護の提供に当たる者の資格)</p> <p>第三条 条例第四十五条第二項（条例第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定めるものは、<u>基準省令第四十四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。</u></p>

臣が定めるものとする。

(指定療養介護事業者に係るサービス管理責任者の資格)

第四条 条例第五十一条第一項第四号の規則で定めるものは、**基準命令**第五十条第一項第四号の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

(指定生活介護事業者が支払を受けることができる費用等)

第五条 条例第八十四条第四項(条例第九十五条の五、第九十八条及び第二百十条第二項において準用する場合を含む。)の費用については、**基準命令**第八十二条第四項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

一部改正(平成三〇年規則二三号)

第六条 条例第一百五十五条第四項(条例第一百十条の四及び第一百十二条において準用する場合を含む。)の費用については、**基準命令**第一百二十条第四項の規定により**子ども家庭庁長官及び**厚生労働大臣が定めるところによる。

一部改正(平成三〇年規則二三号)

(指定重度障害者等包括支援事業者に係るサービス提供責任者の資格)

第七条 条例第一百四十四条第三項の規則で定めるものは、**基準命令**第二百二十七条第三項の規定により**子ども家庭庁長官及び**厚生労働大臣が定めるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)事業者が支払を受けることができる費用等)

第八条 条例第四百四十六条第四項(条例第四百四十九条の四、第五百五十一条、第五百六十一条、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条並びに第二百十条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の費用については、**基準命令**第一百五十九条第四項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

一部改正(平成三〇年規則二三号)

第九条 条例第一百五十七条第五項(条例第一百五十九条の四及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。)の費用については、**基準命令**第一百七十条第五項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

一部改正(平成三〇年規則二三号)

(利用者負担額合計額の算定の特例)

第十条 条例第一百五十七条の二第一項(条例第一百五十九条の四において準用する場合を含む。)の規則で定める者は、**基準命令**第一百七十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第一百五十七条の二第二項(条例第一百五十九条の四において準用する場合を含む。)の規則で定める者は、**基準命令**第一百七十条の二第二項の規定に

(指定療養介護事業者に係るサービス管理責任者の資格)

第四条 条例第五十一条第一項第四号の規則で定めるものは、**基準省令**第五十条第一項第四号の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

(指定生活介護事業者が支払を受けることができる費用等)

第五条 条例第八十四条第四項(条例第九十五条の五、第九十八条及び第二百十条第二項において準用する場合を含む。)の費用については、**基準省令**第八十二条第四項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

一部改正(平成三〇年規則二三号)

第六条 条例第一百五十五条第四項(条例第一百十条の四及び第一百十二条において準用する場合を含む。)の費用については、**基準省令**第一百二十条第四項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

一部改正(平成三〇年規則二三号)

(指定重度障害者等包括支援事業者に係るサービス提供責任者の資格)

第七条 条例第一百四十四条第三項の規則で定めるものは、**基準省令**第二百二十七条第三項の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)事業者が支払を受けることができる費用等)

第八条 条例第四百四十六条第四項(条例第四百四十九条の四、第五百五十一条、第五百六十一条、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条並びに第二百十条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の費用については、**基準省令**第一百五十九条第四項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

一部改正(平成三〇年規則二三号)

第九条 条例第一百五十七条第五項(条例第一百五十九条の四及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。)の費用については、**基準省令**第一百七十条第五項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

一部改正(平成三〇年規則二三号)

(利用者負担額合計額の算定の特例)

第十条 条例第一百五十七条の二第一項(条例第一百五十九条の四において準用する場合を含む。)の規則で定める者は、**基準省令**第一百七十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第一百五十七条の二第二項(条例第一百五十九条の四において準用する場合を含む。)の規則で定める者は、**基準省令**第一百七十条の二第二項の規定に

より厚生労働大臣が定める者とする。

一部改正〔平成二六年規則一三号・三〇年一三号〕

第十一条 条例第百七十二条において読み替えて準用する条例第百五十七条の二第二項の規則で定める者は、**基準命令**第百八十四条において読み替えて準用する**基準命令**第百七十条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第百七十二条において読み替えて準用する条例第百五十七条の二第二項の規則で定める者は、**基準命令**第百八十四条において読み替えて準用する**基準命令**第百七十条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める者とする。

一部改正〔平成二六年規則一三号〕

(一の事業所とみなされる多機能型事業所)

第十二条 条例第二百二条第二項の規則で定めるものは、**基準命令**第二百十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十五日規則第十三号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日規則第十三号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

より厚生労働大臣が定める者とする。

一部改正〔平成二六年規則一三号・三〇年一三号〕

第十一条 条例第百七十二条において読み替えて準用する条例第百五十七条の二第二項の規則で定める者は、**基準省令**第百八十四条において読み替えて準用する**基準省令**第百七十条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第百七十二条において読み替えて準用する条例第百五十七条の二第二項の規則で定める者は、**基準省令**第百八十四条において読み替えて準用する**基準省令**第百七十条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める者とする。

一部改正〔平成二六年規則一三号〕

(一の事業所とみなされる多機能型事業所)

第十二条 条例第二百二条第二項の規則で定めるものは、**基準省令**第二百十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十五日規則第十三号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日規則第十三号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。